

## 益子町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

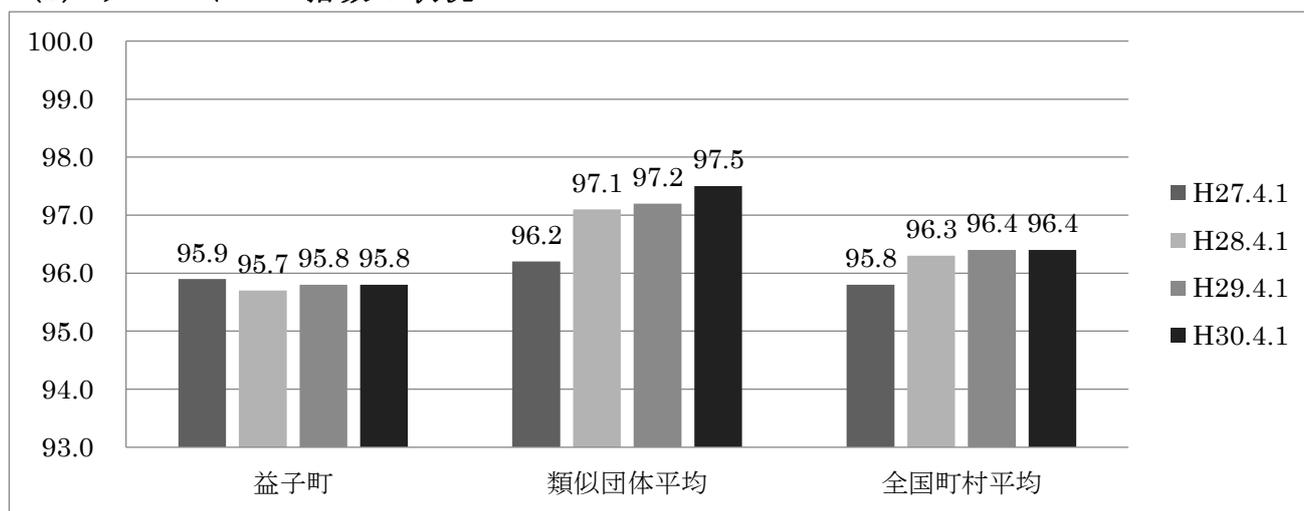
区 分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 23,465	千円 7,924,610	千円 433,324	千円 1,330,255	% 16.8	% 14.5

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤働手当	計 B		
29年度	人 137	千円 551,969 (502,336)	千円 67,533 (65,640)	千円 192,557 (185,245)	千円 812,059 (753,221)	千円 5,927 (5,498)	千円 5,581

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

#### (4) 給与改定の状況

益子町では人事委員会を設置していないため、人事院の勧告に準じた給与改定を行っている。

① 月例給 国の給料表の改定と同様に増額改定（国の改定率：0.16%）

② 特別給（期末・勤勉手当） 4.40月→4.45月（国と同様）

（注）30年度は人事院勧告により30年4月1日にさかのぼって月例給及び特別給の増額改定があったため、改定後の数値を記載している。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[ 実施 ]

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。高齢層については最大4%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（27年4月1日実施）

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
益子町	40.5歳	298,778円	336,122円	319,954円
栃木県	43.0歳	334,014円	408,771円	366,521円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	41.1歳	305,788円	359,210円	333,304円

## ② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似団体	平均 年齢	平均給与 月額(B)	
益子町	57.3歳	6人	291,400円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うち用務員	58.5歳	5人未満	273,000円	— 円	— 円	用務員	55.6歳	207,200円	1.55
うち自動車 運転手	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	自家用自動車 運転者	55.1歳	226,700円	*
うちその他	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	—	— 歳	— 円	—
栃木県	53.2歳	245人	345,058円	389,942円	370,648円	—	— 歳	— 円	—
国	50.7歳	2,553人	286,817円	— 円	328,637円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	51.1歳	10人	275,404円	294,936円	285,566円	—	— 歳	— 円	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1～2人の場合はアスタリスク(\*)とし、3～4人の場合は「5人未満」として記載している(その他、数値のない欄については、すべてハイフン(-)としている)。

### (2) 職員の初任給の状況(30年4月1日現在)

区 分		益子町	栃木県	国
一般行政職	大学卒	168,600 円	185,800 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	151,500 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	149,200 円	— 円
	中学卒	136,500 円	136,500 円	— 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(30年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	255,267 円	* 円	* 円	* 円
	高校卒	— 円	— 円	340,833 円	379,125 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

(注) 1 近似のデータがない場合はハイフン(-)、該当者が1～2人となるデータについてはアスタリスク(\*)としている。

2 「経験年数10年」の職員は経験年数 9年～11年の平均値となっている。

3 「経験年数20年」の職員は経験年数 19年～21年の平均値となっている。

4 「経験年数25年」の職員は経験年数 24年～26年の平均値となっている。

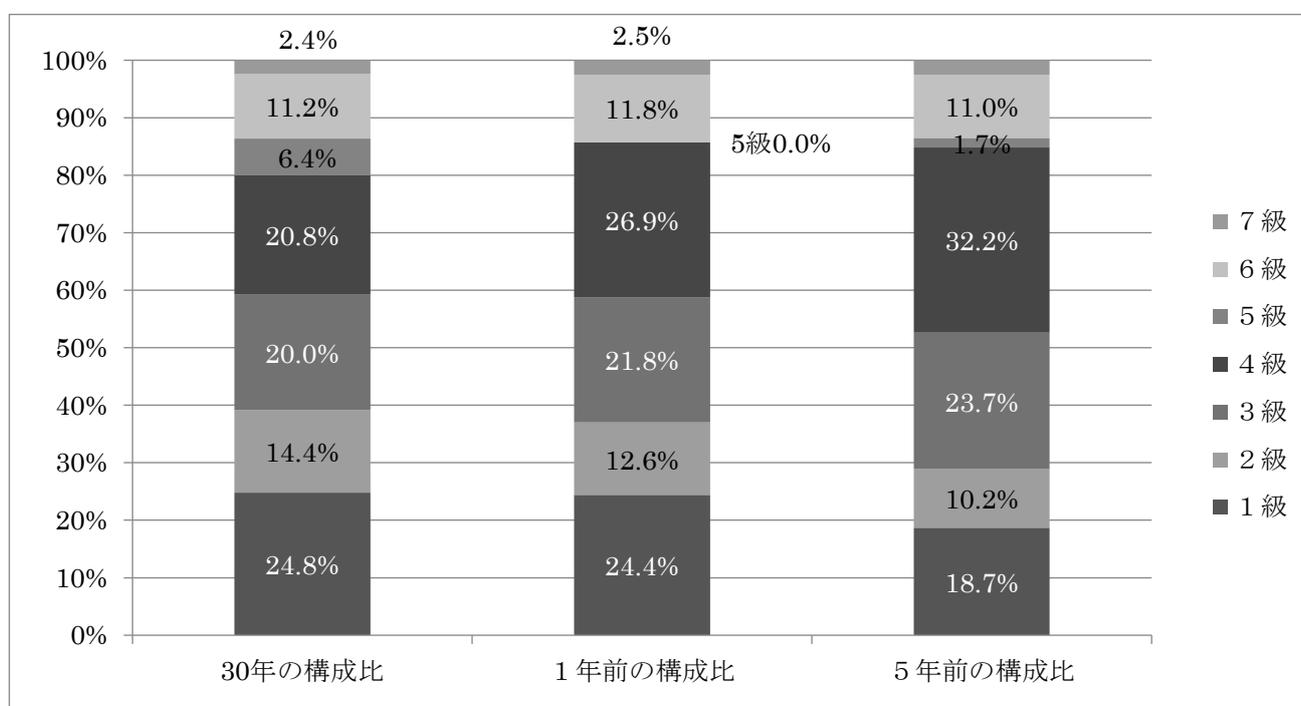
5 「経験年数30年」の職員は経験年数 29年～31年の平均値となっている。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

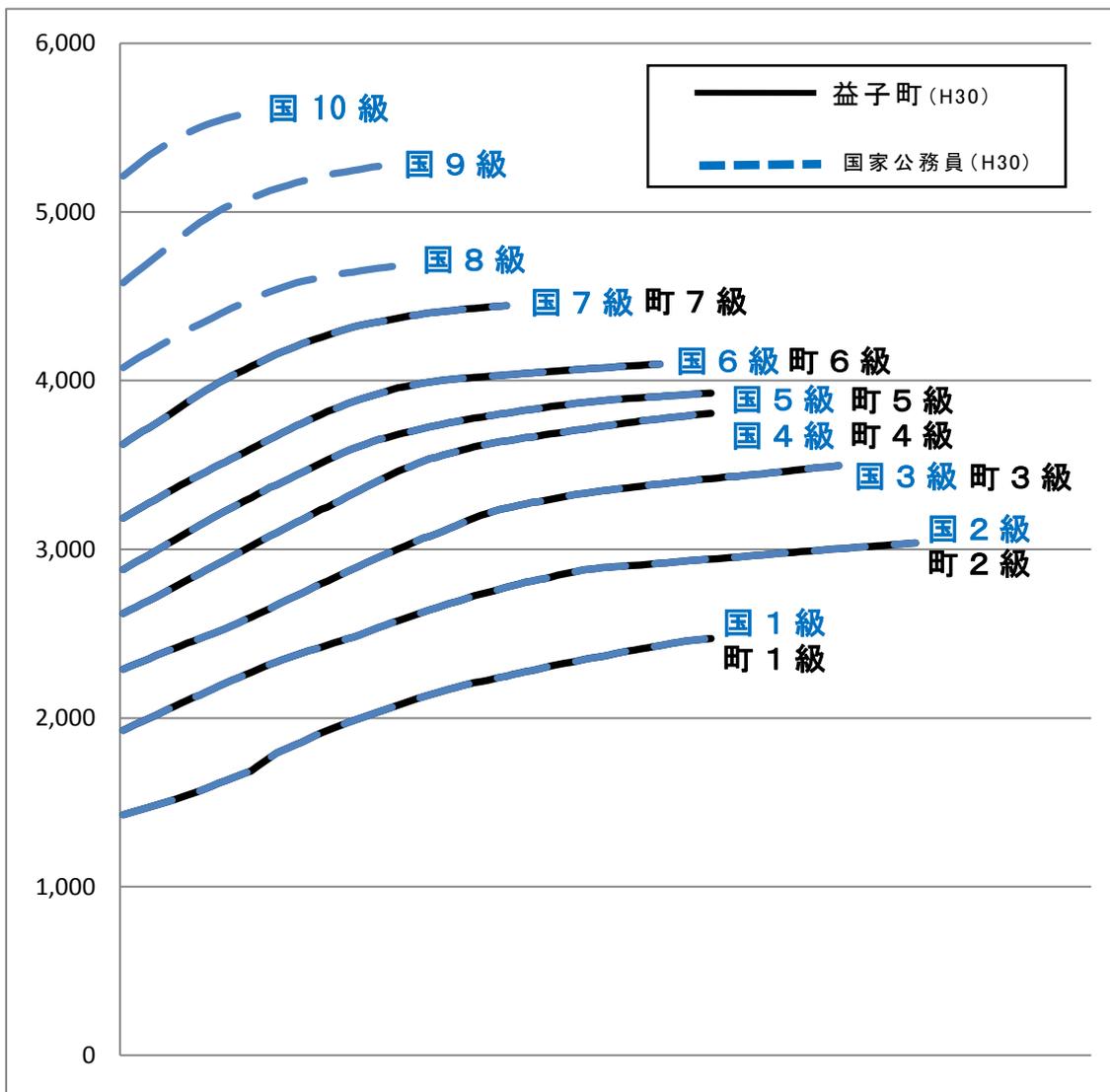
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	3人	2.4%	362,300円	444,500円
6級	課長・局長・主幹	14人	11.2%	318,500円	409,800円
5級	副主幹	8人	6.4%	288,000円	392,600円
4級	係長・主査	26人	20.8%	262,000円	380,600円
3級	主査・主任	25人	20.0%	228,900円	349,600円
2級	主任	18人	14.4%	192,700円	303,800円
1級	主事・技師・主事補・技師補	31人	24.8%	142,600円	247,100円

- (注) 1 益子町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（益子町）

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

益子町	栃木県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,366千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,735千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(益子町)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当(30年4月1日現在)

益子町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) (退職時特別昇給 なし)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)
1人当たり平均支給額 561千円 18,453千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (30年4月1日現在)

益子町では、地域手当の支給対象地域ではないため支給実績なし。

(4) 特殊勤務手当 (30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29年度)		0 %		
手当の種類 (手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給単価
	感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する作業に従事した職員	感染症の予防業務	千円 0	日額 1,000円
	行旅病等死体収容に従事した職員	死体収容業務	千円 0	1体 3,000円
	町税の賦課および徴収に関する事務に従事した職員 (現在は支給を凍結中)	税務事務	千円 0	1月 1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (29年度決算)	22,888 千円
職員1人当たり平均支給実績 (29年度決算)	165 千円
支給実績 (28年度決算)	23,258 千円
職員1人当たり平均支給実績 (28年度決算)	175 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配偶者がいる場合</li> <li>・扶養親族である配偶者 10,000円</li> <li>・子ども1人につき 8,000円</li> <li>・親など1人につき 6,500円</li> <li>○配偶者がいない場合</li> <li>・子ども1人につき 10,000円</li> <li>・親など1人につき 9,000円</li> <li>○加算措置</li> <li>・満16歳到達年度の4月から満22歳到達後の3月までの子1人につき、5,000円を加算</li> </ul>	同じ	—	千円 14,480	円 233,548
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○借家の場合</li> <li>・家賃23,000円以下 家賃額 -12,000円</li> <li>・家賃23,000超 ~55,000円未満</li> </ul>	同じ	—	千円	円

	(家賃額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・家賃 55,000円以上 27,000円			6,452	293,273
通勤手当	通勤距離(片道2km以上)区分に応じ支給 3,000~21,000円 など	異なる	距離区分	千円 10,103	円 78,927
管理職手当	管理職員(部長・課長級)に対し支給 ・部長:72,700円 ・課長:49,900円 ・主幹:39,700円	異なる	職の区分 及び 支給率	千円 12,079	円 671,013
管理職員特別勤務手当	週休日等の緊急必要時等における勤務に対し支給 6,000~7,000円	同じ	—	千円 102	円 5,639
日直手当	週休日等における日直勤務に対し支給 4,200円(年末年始 8,400円)	同じ	—	千円 1,319	円 9,916

## 5 特別職の報酬等の状況(30年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額 等	
給料	町 長	750,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	副 町 長		890,000 円 / 610,300 円		
報酬	議 長	350,000 円	445,000 円 / 271,000 円		
	副 議 長	290,000 円	375,000 円 / 217,000 円		
	議 員	255,000 円	344,000 円 / 202,000 円		
期末手当	町 長	(29年度支給割合)			
	副 町 長	3.30月分			
退職手当	議 長	(29年度支給割合)			
	副 議 長	3.30月分			
退職手当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 町 村 長	給料月額×在職月数×42/100	15,120,000 円	任期毎	
	備 考	給料月額×在職月数×25/100	7,320,000 円	任期毎	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

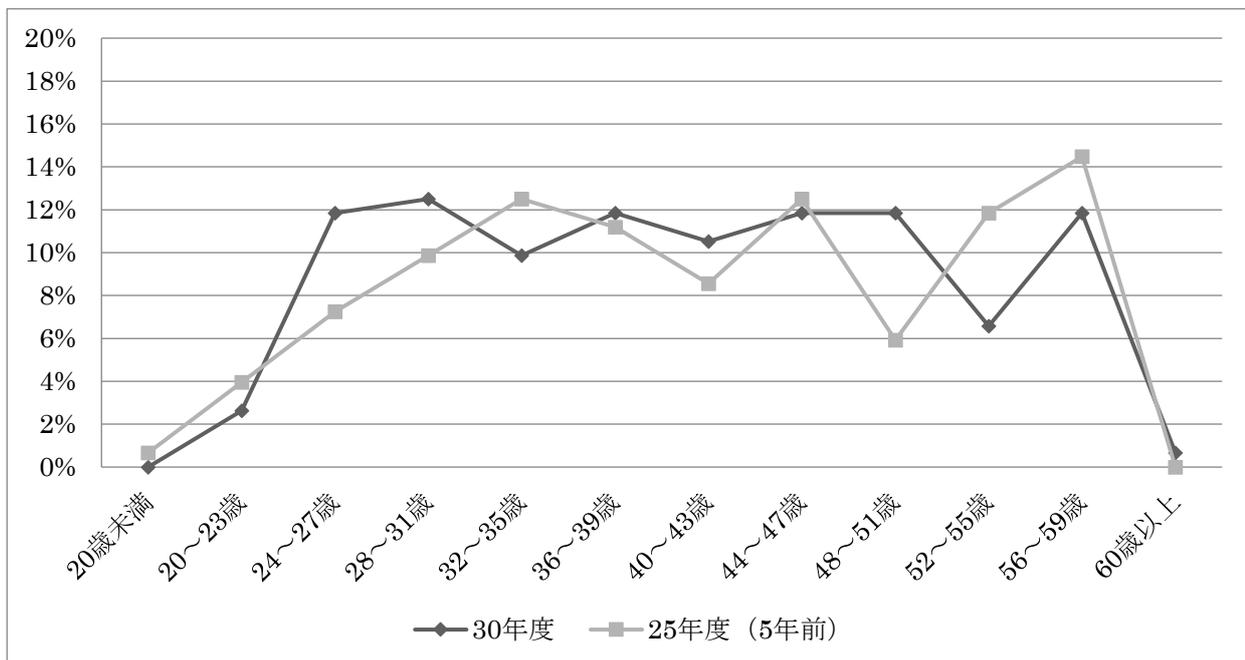
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成30年	平成29年		
普通会計部門	一般行政部門	議会総務	2	2	0	総務課付け育児休業者復職のため
		税務	33	35	▲2	
		農林水産	13	13	0	
		商工	12	12	0	
普通会計部門	計	衛生	14	12	2	総合戦略(新ましこ未来計画)
		土木	9	9	0	
		民生	15	15	0	
普通会計部門	計	衛生	11	10	1	兼務係長を専任係長としたため
		計	109	108	1	
		教育部門	28	29	▲1	
普通会計部門	小計	計	137	137	0	兼務係長を専任係長としたため 人員配置の見直しのため 後期高齢者医療広域連合へ1名派遣となったため
		小計	137	137	0	兼務係長を専任係長としたため 人員配置の見直しのため 後期高齢者医療広域連合へ1名派遣となったため
公営企業等部門	下水道その他	下水道	4	3	1	兼務係長を専任係長としたため 人員配置の見直しのため 後期高齢者医療広域連合へ1名派遣となったため
		その他	14	12	2	
公営企業等部門	小計	小計	18	15	3	兼務係長を専任係長としたため 人員配置の見直しのため 後期高齢者医療広域連合へ1名派遣となったため
		小計	18	15	3	兼務係長を専任係長としたため 人員配置の見直しのため 後期高齢者医療広域連合へ1名派遣となったため
合計			155 [205]	152 [205]	3 [0]	兼務係長を専任係長としたため 人員配置の見直しのため 後期高齢者医療広域連合へ1名派遣となったため

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、益子町職員定数条例における定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況(30年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	4 人	18 人	19 人	15 人	18 人	16 人	18 人	18 人	10 人	18 人	1 人	155 人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	過去 5 年間 の増減数 (率)
一般行政	109	106	108	108	108	<b>109</b>	0 (0%)
普通会計計	135	132	135	136	137	<b>137</b>	2 (1.5%)
公営企業等会計計	16	16	15	15	15	<b>18</b>	2 (11.1%)
総合計	151	148	150	151	152	<b>155</b>	4 (2.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。